

# 入札説明書

高速5号線 NATM トンネル工事に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 競争入札参加資格の確認、申請書その他の記入方法等

入札参加申請者は、本件工事に關し、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び共同企業体申請書等（様式7から様式10まで）（以下、これらをあわせて「申請書等」という。）を提出した上で広島高速道路公社から競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書は、様式1により作成すること。

(2) 資料は、次により作成すること。なお、申請書等は、特に指示のない限り各々まとめてクリップ等で左止めすること。併せて、申請書等の左側へ閉じ穴を2箇所空けることとする。なお、ホチキス止めやファイル綴りは不要である。

ア 誓約書 様式2により提出すること。

イ 施工実績調書（様式3及び様式3-1：技術提案書の評価でも使用）

(ア) 様式3により、共同企業体の代表構成員（以下「代表構成員」という。）にあっては公告2（3）イに掲げる資格があること、共同企業体の代表構成員以外の構成員（以下「代表構成員以外の構成員」という。）にあっては公告2（4）イに掲げる資格があることを、的確に判断できる工事の施工実績を各々1件記載すること。

(イ) 様式3に記載した施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(コリンズ)」に登録されている工事カルテ又は登録内容確認書の写しを提出すること。ただし、工事カルテ等のみでは公社が求める施工実績を客観的に把握することが難しい場合は、当該工事の請負契約書、仕様書、図面等をあわせて提出することができるものとする。

以上により難しい場合は、様式5の「建設工事施工実績証明(願)書」を作成の上、発注者の証明を受けて提出すること。

(ウ) 本様式は、技術提案書の評価の際にも使用するため、記載事項については、公告記載事項を満たしているか必ず確認すること。なお、技術提案書提出時にはこの様式の再提出は不要である。

(エ) 平成19年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しを完了した公告に示す同種工事Aにおける優良工事施工団体表彰（対象工事は、国、都道府県、政令市、高速道路6社及び道路関係公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）の有無を評価するため、受賞している場合は、申請書等提出時に表彰状の写し（A4に縮小コピー）と工事内容の確認できる資料（コリンズの写し）を添付すること。添付資料の内容及び取扱いは1（2）イ（イ）によること。

(オ) 平成19年度以降に元請け又は共同企業体の構成員（出資割合が30%以上であること。）として完成及び引渡しを完了した公告に示す同種工事Aにおける工事成績評定点（対象工事は、国、都道府県、政令市、高速道路6社及び道路関係公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。）の1件の点数について評価を受けたい場合は、様式3-1に記載の上、申請書等提出時に工事成績評定点通知書の写しを添付すること。なお、添付資料の内容及び取扱いは1（2）イ（イ）によること。

(カ) 直近の現在有効な経営事項審査の結果通知書の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者調書（様式4及び様式4-1：技術提案書の評価でも使用）

(ア) 様式4及び様式4-1により、代表構成員にあっては公告2（3）ウに掲げる資格があることを、代表構成員以外の構成員にあっては公告2（4）ウに掲げる資格があることを、的確に判断できる配置予定技術者の資格及び施工経験等を記載すること。

(イ) 施工経験は、1件記載すること。

(ウ) 申請時に配置予定技術者を特定できない場合で複数の候補者とする時は、この様式を複写してそれぞれに記載すること。

(エ) 記載した配置予定技術者の資格等の確認資料等として、次の書類を添付すること。

- ・ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し。ただし、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証を統合していない者については、両方の写し。
- ・ 当該資格の合格証の写し
- ・ 健康保険被保険者証等の写し

(オ) 記載した施工経験の確認資料として、1 (2) イ (イ) に準じて添付すること。なお、配置予定技術者としての施工経験が施工実績調書に記載した工事と同じ工事である場合で、会社としての施工実績の確認資料をもって配置予定技術者としての施工経験が確認できるときには、配置予定技術者としての施工経験の確認資料の添付を省略することができる。

(カ) 工事カルテにおいて、従事期間の確認ができない(例：主任技術者の途中交代があつたが、それぞれの従事期間が記載されていない等)ものは、現場代理人等通知書などにより従事期間を明らかにすること。なお、これによりがたい場合は、様式5の「建設工事施工実績証明(願)書」を提出すること。

(キ) 同種工事B又はCの経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合は、同種工事B又はCの経験を満たしていることが確認できる資料(最終の工程表、最終の工事履行報告書等)を提出すること。

(ク) 「申請時における他工事の従事状況等」欄には、申請書の提出日現在において従事している全ての工事を記載するとともに、「本件工事を落札した場合の対応処置等」欄にその対応を明確に記載し、コリンズの写しを添付すること。

なお、記載した対応処置等が守られない場合は、契約を結ばないので注意すること。

(ケ) 本様式は、技術提案書の評価の際にも使用するため、記載事項については、公告記載事項を満たしているか必ず確認すること。なお、技術提案書提出時にはこの様式の再提出は不要である。

(コ) 平成19年度以降に元請け又は共同企業体の構成員(出資割合が30%以上であること。)として完成及び引渡しを完了した公告に示す同種工事Bにおける主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した工事における工事成績評定点(対象工事は、国、都道府県、政令市、高速道路6社及び道路関係公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。)の3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式4-1に記入の上、申請書等提出時に工事評定点通知書の写しを添付すること。なお、添付資料の内容及び取扱いは1 (2) イ (イ) によること。

(カ) 平成19年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しを完了した公告2 (2) エに示す同一業種(以下「同一業種」という。)における主任(監理)技術者の優秀建設技術者表彰(対象工事は、国、都道府県、政令市、高速道路6社及び道路関係公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。)の有無、主任(監理)技術者として従事した平成19年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しを完了した公告に示す同一業種における優良工事施工団体表彰(対象工事は、国、都道府県、政令市、高速道路6社及び道路関係公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。)の有無を評価するため、受賞している場合は、申請書等提出時に表彰状の写し(A4に縮小コピー)と工事内容の確認出来る資料を添付すること。添付資料の内容及び取扱いは1 (2) イ (イ) によること。

(シ) 記載した施工経験が、平成24年度以降に完成及び引渡しを完了した同種工事Bであれば、従事役職に応じた評価する。評価を受けたい場合は、公告3 (2) ウ (ウ) に示す同種工事Bの条件に留意して施工経験を記載すること。

(ス) 継続教育(CPD)の取組について評価を受けたい場合は、前年度1年間(4月1日～翌3月31日)において、建設系CPD協議会加盟団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。

#### エ 施工実績調書・配置予定技術者調書一覧表(様式6)

様式6に記載の作成例に従い、施工実績調書及び配置予定技術者調書一覧表を作成すること。併せて電子データ(CD-R(WORDデータに限る。))を提出すること。

#### オ 自己採点表(様式15-2)

技術提案及び配置予定技術者の能力(ヒアリング)以外の評価項目について、自己採点を行い提出すること。

と。

なお、発注者審査は、自己採点の得点+技術提案及び配置予定技術者の能力（ヒアリング）を合わせて算出した技術評価点 $\div$ 入札価格=評価値が最も高い者について、次の評価基準に基づき自己採点にかかる評価項目の審査を行う。

(ア) 過大評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より高い場合、0点とする。

例→入札者の採点4.0点、発注者の審査2.0点の場合、その評価項目に係る最終得点0点とする。

(イ) 過小評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より低い場合、自己採点を上限とする。

例→入札者の採点2.0点、発注者の審査4.0点の場合、その評価項目に係る最終得点2.0点とする。

上記の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合、評価値の最も高くなった者の審査を行い、以降決定するまで繰り返すものとする。

なお、各評価項目の配点の上限を超える自己採点の得点については、審査を行わない者の自己採点の得点であっても0点とする。

例→入札者の採点6.0点、その評価項目の配点の上限値5.0点の場合、その評価項目に係る最終得点0点とする。

また、この自己採点表の未提出或いは記載内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いを行うことはない。

(3) 共同企業体申請書等は、様式7から様式10までにより作成し、これらを様式順にしてひとまとめに袋綴じした上で、袋綴じ部分に割印を押すこと。名称はできるだけ簡略化すること。なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体申請書等の各ページに捺印を、それぞれ押印する。

(例) 構成員の名称

〇〇〇〇(株) ◎◎支店

△△△△(株) ◇◇営業

→

共同企業体の名称

〇〇・△△建設工事共同企業体

(4) 申請書等の提出方法

申請書等の提出は、郵送によることとし、持参又は電送によるものは受け付けない。郵送は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(5) 申請書等の提出部数

ア 申請書及び資料

3部（正本1部及び副本（写し）2部）

なお、広島高速道路公社分は正本1部及び副本（写し）1部のあわせて2部であり、残りの副本1部は確認の上、入札参加申請者に返却する。

イ 共同企業体申請書等

4部（正本3部及び副本（写し）1部）

なお、広島高速道路公社分は正本1部及び副本（写し）1部のあわせて2部であり、残りの正本2部は確認の上、入札参加申請者に返却する。

## 2 技術提案書の作成方法等

### (1) 技術提案書の作成方法

入札参加者は、次のとおり作成した技術提案書の提出を行うこと。ただし、企業の施工実績・能力及び配置予定技術者の実績・能力は競争入札参加資格申請時に提出された資料（様式3及び様式4）を用いて評価するため、再提出は不要である。なお、提出部数は3部（正本1部及び副本（写し）2部）とする。また、作成にあたっては各々まとめてクリップ等で左止めすること。併せて、技術提案書の左側へ閉じ穴を2箇所空けることとする。なお、ホチキス止めやファイル綴りは不要である。

入札説明書、入札説明書の別冊図面、別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合は、その内容を示した技術提案書（様式14-2）を提出すること。なお、この技術提案を用いて行う総合評価に関する事項は公告3による。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による技術提案書（様式14-1）を併せて提出すること。ただし、標準案においては、加點しない。

ア 総合評価施工計画（技術提案：様式14-2）

技術提案については、様式14-2（技術提案書）に記載すること。この技術提案書を基に審査を行う。施工計画の審査は、施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた適切な内容であるか審査する。なお、施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

ここで、標準案とは、入札説明書、入札説明書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示した施工方法に従って施工することをいい、技術提案とは、標準案と一部または全て異なる施工方法で施工することをいう。

(ア) 大断面トンネル掘削の配慮

大断面トンネル掘削（No.21+91m～No.22+66.25m・延長 75.25m）の施工計画については、土木工事共通仕様書、設計書、特記仕様書及び施工条件明示書を標準としている。

(イ) トンネル覆工の品質・耐久性向上

トンネル覆工に関する施工計画については、土木工事共通仕様書、設計書、特記仕様書及び施工条件明示書を標準としている。

(2) 技術提案書の提出日時

各入札参加者は、本件工事に係る工事費内訳書とともに技術提案書を3部（正本1部及び副本（写し）2部）、技術提案書の電子データ（CD-R（WORD データに限る。））（以下「技術提案書等」という。）を提出すること。技術提案書等は入札書と同封して提出すること。入札書の提出については、公告5のとおりとする。

(3) 配置予定技術者の能力（ヒアリング）

代表構成員の配置予定技術者に対してヒアリングを次の要領で行う。

- ア 日時 平成30年2月13日（火）（予定）（ヒアリングの日は別途通知する。）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室
- ウ その他 ヒアリングには、配置予定技術者調書に記載された技術者を原則全員出席させること。  
配置予定技術者調書に複数の技術者を記載した場合で、ヒアリングに欠席する技術者がいる場合はその旨を連絡すること。ただし、その技術者は競争参加資格がない者とする。

3 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、広島高速道路公社理事長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求められることができる。

- ア 期限 平成30年1月24日（水）までの  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 書面は持参することにより提出すること。郵送及び電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは説明を求めた者に対して平成30年1月31日（水）までに書面により回答する。

4 設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

設計図書等は、広島高速道路公社ホームページ（<http://www.h-exp.or.jp>）「調達情報」からアクセスし入手できる。

なお、インターネットに接続できない場合は、下記の場所でも閲覧することができる。

- ア 期間 公告の日から平成30年1月17日（水）までの  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）。
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 様式11の「設計図書等閲覧申請書」を提出した上で、閲覧する。

5 設計図書等に対する質問等

(1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

- ア 期間 公告の日から平成30年1月17日（水）までの  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（必着）  
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 質問は、様式12の「設計図書等に対する質問書」を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）  
することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送並びに電送によるものは受け付けない。

(2) 5 (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧できる。また、広島高速道路公社ホームページ  
(<http://www.h-exp.or.jp>) においても、掲載準備完了の後、掲載する。

ア 期間 平成30年1月24日（水）から平成30年1月31日（水）までの  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

## 6 その他

(1) 申請書等及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等及び技術提案書等は返却しないが、競争入札参加資格確認及び総合評価以外に入札参加申請者に無断で使用しない。

(3) 提出期限日後、申請書等の一部取下げ、差し替え及び再提出は認めない。

以 上